

2. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

平成21年度においては、新規事業として「次世代育成支援人材養成事業」及び「病児・緊急対応強化モデル事業（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）」を実施することとしたところ。（関連資料7, 8（108頁））

また、新規事業の創設に伴い、「地域における仕事と生活の調和推進事業」については、ポイントを設定した事業としては終了することとした（平成21年度からは児童人口配分において実施可能）。

また、新規事業の平成21年度における交付金の算定に当たっては、「次世代育成支援人材養成事業」については、親の子育てを支援するコーディネーターや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などの子育て支援事業に参画する者を養成した場合にポイントの配分を行うこととしている。また、「病児・緊急対応強化モデル事業」については、ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児の預かり等を行った場合にポイントによる配分を行うこととしている。

なお、平成20年度に創設した「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、平成22年度までの事業であるのでご承知願いたい。

(2) ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。（関連資料8（109頁））

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

(3) 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域の子育て支援拠点については、「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会の姿として、すべての子育て家庭が歩いていける場所への整備が掲げられており、その拡充に向けて平成21年度では7,100か所の設置に必要な経費として、約102億円を計上している。

また、設置箇所の拡充とともに、機能の拡充を図るため、ひろば型のうち、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を一体的に実施し、こうした活動を通じて、ひろばを中心に関係機関とのネットワーク化が図られ、子育て家庭に、よりきめ細かな支援を行うものについて、新たな補助単価を設定している。(関連資料9,10(112頁))

この他、出張ひろばの実施に当たって、現状では「開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭に置いて実施」することとしているが、利用実態など地域の実情を踏まえて実施できるよう、この要件を見直すこととしている。

子育て支援拠点の整備状況をみると、平成19年度において、全国で4,409か所となっており、プランの21年度目標値である6,000か所を下回っている状況である。今後、各自治体において更なる事業の推進が求められることから、事業実施に当たって参考となるよう、ひろば型、センター型、児童館型のそれぞれの取組事例や利用者の声などをまとめたパンフレットを作成し、都道府県・市町村向け配布したところである。厚生労働省ホームページにも掲載しており、あわせて御活用願いたい。(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html)

また、事業に関わるスタッフや地方自治体等関係者を対象に、子育て拠点の意義や役割の理解、課題解決などを目的とした全国及び地方でのセミナー開催への支援を引き続き行うこととしており、管内市区町村や事業関係者等に対する周知や積極的な参加を促すなど、事業の推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(4) 一時預かりの拡充について

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを実施することとしている(関連資料11(114頁))。詳細については追ってお知らせするので、各都道府県におかれては、管区市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

3. 子育て応援特別手当について

(1) 子育て応援特別手当の概要

昨年12月5日に「たたき台」をお送りし、さらに1月8日の全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当担当関係課長会議でご説明したところであるが、その主な概要は以下のとおり。

- ・ 支給対象児童は、平成20年度において小学校就学前3年間に属する児童(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日まで)であって、第2子以降である児童。
- ・ 支給額は、支給対象児童一人につき3.6万円。
- ・ 支給対象児童の属する世帯の世帯主からの申請に基づき支給。
- ・ 所得制限については、所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額(基準額の下限は1,800万円)以上である場合について、当該世帯主に対し、子育て応援特別手当を支給しないことができること。
- ・ 予算額(案)は、平成20年度2次補正予算(案)に計上しており、総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)、全額国庫負担。

(2) 定額給付金との関係について

子育て応援特別手当は、昨年10月30日にまとめられた「生活対策」に盛り込まれたものであるが、この実施に当たっては、市町村の判断により、同じく「生活対策」に盛り込まれた定額給付金と一体的な事務処理が可能となるよう、総務省とも連絡を取り合っており、制度設計に当たっているところ。

(3) 補正予算の編成について

子育て応援特別手当については、市町村の自治事務として位置づけており、実施に当たっては、市町村において補正予算の編成が必要となる。

また、都道府県が手当に関する会議を開催した場合等の事務費を平成20年度第2次補正予算(案)に盛り込んでおり、都道府県においても必要に応じて補正予算の編成が生じることから、ご協力をお願いしたい。

4. 保育対策等について

(1) 新待機児童ゼロ作戦の推進について

平成20年4月時点における保育所入所待機児童数は5年ぶりに増加し、前年同月に比べて1,624名増の1万9,550人となった。

このような状況で、平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、特に平成22年度までを集中重点期間とし、保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の事情等に応じた保育の提供手段の多様化を図ることとしているところである。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、以下の新待機児童ゼロ作戦関連予算の措置状況にも留意しつつ計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の提供体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、家庭的保育や定員弾力化等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

また、待機児童が減少している市区町村がある一方、待機児童が大幅に増加している市区町村もあるので、そうした市区町村においては、とりわけ積極的な取り組みに努力されたい。

○新待機児童ゼロ作戦推進のための予算措置について

ア 保育所の施設整備について

民間保育所の施設整備については、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）により、各市町村の整備計画に基づく整備の推進を図ってきたところであるが、今般の平成20年度第2次補正予算(案)に計上した「安心こども基金（仮称）」により平成22年度までの保育所整備の促進を図ることとしているので留意されたい。

イ 保育所運営費について

①兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村の精算基準である「保育所徴収金基準額」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降は1/10に保育料を軽減しているところである。

平成21年度より兄弟姉妹のいる家庭のさらなる保育料軽減措置として、3人目以降については無料とすることとしている。

②保育単価表定員区分の改正について

保育所における保育の実施については原則定員の範囲内で行うこととしているが、都市部を中心として年度途中における入所や、待機児童解消への取り組みとして定員を超えて受け入れることが認められているところである。

この場合、定員を超えて受け入れた児童が一定数を超える場合には、積極的に定員の見直しに取り組んでいただく必要があるが、現行の30人刻みでの定員区分では1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、定員の見直しに積極的に取り組めるよう、平成21年度から定員区分を10人刻みに細分化することとしている。(関連資料16(122頁))

なお、「保育所への入所の円滑化について」通知についても必要な改正を行う予定であるのでご留意願いたい。

(2) 多様な保育サービスの推進について

一時預かり事業(旧:一時保育)や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成21年度予算(案)においては、「子ども・子育て応援プラン」の最終年度であることから、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し(改善)に必要な予算を計上しているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段の御配慮をお願いする。

○家庭的保育について

家庭的保育事業については、改正児童福祉法により家庭的保育事業が法定化され、平成22年4月に施行することとなっている。

今後、事業を実施する当たりの実施基準やガイドラインを策定することとしている。

なお、平成20年度第2次補正予算(案)の「安心こども基金(仮称)」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者の研修を実施する費用の補助を実施する「家庭的保育者研修事業」を実施することとしている。

また、家庭的保育事業については、平成21年度予算(案)において、対象児童数を5,000人に拡充することとしている。家庭的保育事業の実施にあたっては、積極的な取り組みをお願いする。

(関連資料17(140頁))